

国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和元事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	農林水産大臣による令和元年度の総合評価が「A」評価であり、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断されたこと等を踏まえ、評価結果による特段の人事は行わなかった
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	農林水産大臣による令和元年度の総合評価が「A」評価であり、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断されたこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。
----------	--

3. 法人の運営、予算への反映について

大項目	令和元事業年度評価における主な指摘事項	令和2及び3年度の運営、予算への反映状況
研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	(研究の重点課題) 研究開発業務では、研究成果の社会還元が着実に進んでおり評価できる。その成果の基礎となる研究基盤の強化についても、引き続き着実に取り組んでいただきたい。	新型コロナ感染拡大への対応強化のため Web 会議システム基盤の強化のため契約数の増強、各種会議システム情報の周知等を行った。研究専門員による外部資金への応募、交付金や実施課題への参画も可能とし、また研究リポジトリ導入への検討を開始するなど研究基盤の強化を進めた。 得られた科学的エビデンスを元に JAS 等国家規格や指針・マニュアルの作成への貢献、行政への情報提供、プロジェクト成果のパンフレットの発行等により成果の社会還元に努めた。

(森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発) 東日本大震災から約 10 年経過するが、森林と放射性物質に関する研究を引き続き推進するとともに、その成果について、一層の普及に取り組みたい。	原発事故被害林における林業再生に結び付く成果として、コナラ当年枝の放射性セシウム濃度からシイタケ原木となる幹材の濃度を判定する技術開発について成果を上げることができた。 また放射性セシウムの動態解明も含めた研究成果の普及活動として、公開講演会などを実施した。
(木材及び木質資源の利用技術の開発) CLT、CNF、改質リグニン等の木材及び木質資源の利用技術は、大企業だけでなく、地方創生	CLT については、効率的小規模生産技術や JAS 規格の改正について検討し、地域材を活用した地方創生に資するよう、引き続き研究成果の社会実装に努めているところである。

に資するように引き続き社会実装に取り組ま たい。	改質リグニンについては製造実証プラントの構築並びに製造実 証等を、CNF については品質管理に係る基盤技術等について 検討し、中山間地域における新産業の創出に資するよう、引き 続き成果の普及に努めているところである。
（研究開発成果の最大化に向けた取組） 研究成果の社会還元が着実に進んでいる。引き 続き、研究成果の社会還元が推進されるよう取 組を一層強化されたい。	研究成果の社会還元にあたっては、産学官民、地域、及び国際 連携の推進体制を一層活用するとともに、「『知』の集積と活 用の場」や「地域リグニン資源開発ネットワーク」等の活動を 通じて外部機関との連携を強化し、森林・林業・木材産業に対 する社会ニーズの的確な把握と課題解決に向けた研究開発に取 り組んだ。令和 2 年度はこれらの取組を通じて、シカ被害対策

	や大径材の利用技術など現場のニーズに対応した成果の普及、 CNF や樹木抽出成分を用いた新製品の市販化、改質リグニンの供給安定化のための製造実証プラントの建設着手など実績を重ね、研究成果の一層の橋渡しを推進した。
(事業の重点化) 近年多発する自然災害に対し、被災地域の森林復旧に向けた取組を評価すると、A 評定以上の成果であり、引き続き、流域管理の中核機関として取り組まれない。	近年、多発する自然災害等を踏まえ、第 5 期中長期計画においては、新たに流域保全の取組を強化する観点から、既契約地周辺の森林の保全と合わせて面的な整備に取り組むことを位置づけたところ。 引き続き、同計画に基づき、流域保全の取組を進めて参りたい。

その他業務運営に関する重要事項	（研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化） 研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の連携が有機的に進んできたことが評価される。特に、科学的な知見を基に水源涵養効果をより高める森林造成手法や、気候変動が進む中で森林保険の機能の評価等のシナジー効果を期待する。	水源林造成事業や森林組合管理の森林を相互に活用した、各種研究プロジェクト等の研究実行を通じて科学的データの蓄積や新たな知見の取得を行い、連携のシナジー効果のより一層の発揮に努めたい。
	（広報活動の促進） 水源林造成業務の「出張教室」は、森林整備センターならではの取組として、大学等に加え	出張教室については、令和2年9月からウェブサイトにおいて、申込みの受付を開始しており、この中で出張教室の内容

	て、代替わりの進む財産区や生産森林組合等の 分収造林契約相手も対象として取り組まれた い。	（例）とともに、地方公共団体（財産区を含む）や森林組合等 が対象となり得ることも説明しているところ。 引き続き契約相手方等への説明等の対応に努めて参りたい。
--	--	--